

令和6年度 定期監査結果に対する措置状況

【敦賀病院事務局】

監査の結果	措置の内容	担当課
<指導事項> 業務委託契約の入札時において、対象機器の選定及び内容について職員間で十分に確認を行い、予定価格の設定に誤りがないよう努めていただきたい。	医療器械の保守・点検業務については、対象機器、数量、保守内容等により積算基準額が異なることから、予定価格の設定の際にこれらが確認できる根拠資料を添付しています。 これに加え、各機器の過去の契約内容及び積算基準額の履歴を添付することとし、複数職員において積算金額の妥当性や不自然な増減が発生していないかを確認し、予定価格設定の適正化に努めます。	総務企画課
<指導事項> 毎年、決算時には医療従事者修学資金貸付台帳の貸付残高と貸借対照表長期貸付金残高と突合させ、一致しているか確認し適正な残高管理をしていただきたい。	医療従事者修学資金貸付台帳の日々の管理はもとより、決算時には台帳の貸付残高と貸借対照表長期貸付金残高と突合させ、一致しているかを確認し適正な残高管理を行います。	総務企画課
<指導事項> 医事会計システムについて、不適正処理のリスク管理の観点から、書損データを含め定期的にデータ確認をする方法を公金等取扱いマニュアルに追記し、可視化を図っていただきたい。	書損データを含め定期的にデータ確認をする方法を追記し、「公金（医療費）の経理事務取扱いマニュアル」を改訂いたしました。	医療サービス課
<指導事項> 医事委託業務について、返戻率や保留レセプトの滞留期間等、前年度実績を基準に毎年改善が図られるように、定量的な数値目標を設定して委託会社を管理していただきたい。	医事委託業務について、返戻率や保留レセプトの滞留期間等を毎月の委託会社との査定検証会で利用し、前年度実績を基準に毎年改善が図ることが出来るようにいたしました。なお、保留レセプトの会計処理につきましては、医事会計システムの設定等を行い、令和6年10月から金額等を把握し、以降金額等の検証を行い、令和7年1月分から処理を開始いたしました。	医療サービス課

<指導事項> 医療情報システムの機能を活用するにあたり、委託業者へ情報提供した場合は個人情報保護の観点から、提供したデータの廃棄証明を取得するなど、適正な取扱いに努めていただきたい。また委託業者から医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）の入手や、ISMS や P マーク等の認証取得を求める等、適切なセキュリティ管理を進めていただきたい。	当院から情報提供した委託業者は、2 社で 1 社からは廃棄証明を取得いたしました。もう 1 社は廃棄証明の提出は難しいとの回答でしたが、契約書の該当条項を順守する旨の申告がなされております。なお、2 社とも ISMS を取得していることを確認しております。また、委託業者から医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）の入手や、ISMS や P マーク等の認証取得を求める等、適切なセキュリティ管理を順次進めさせていただきます。	医療サービス課
<指導事項> 自賠責、労災の未収金について、認定されない場合、患者への請求となるため、個別の管理を徹底していただきたい。	自賠責の未収金は、事務担当者が作成する自賠責請求一覧により、年度末に入金状況を課長等に報告し、年度末に未収であったものは、その後 4 か月ごとに入金状況を報告する旨をマニュアルに追記いたしました。同内容は、業務手順書（主幹・課長補佐関係）にも追加いたしました。これにより個別の管理を徹底してまいります。また、労災の未収金は、事務担当者が作成する労災請求一覧による管理及び企業会計システムの総勘定元帳内訳簿で調定額と収入額を確認することで個別の管理を徹底してまいります。	医療サービス課
<指導事項> 市町村への意見書料等の請求について、医事会計システム外での管理のため、月次の請求件数と請求書の枚数が一致しているかどうか確認し、調定漏れがないように確認していただきたい。	市町村への意見書料等の請求は、月次の請求件数と請求書の枚数が一致しているかの確認についてマニュアルに追記し、調定漏れを確認する体制となるようにいたしました。	医療サービス課